

開発協力適正会議

第69回会議録

令和5年6月27日（火）

《議題》

1 新規採択調査案件

- (1) ベトナム（無償）「経済社会開発計画」（不発弾除去関連機材）
- (2) モンゴル（無償）「人材育成奨学計画」
- (3) タンザニア（有償）「農業・農村開発ツーステップローン計画」

2 その他

JICAが管理する無償資金協力支払前資金にかかる対応

3 事務局からの連絡

別添 委員からのコメント一覧

午後 3 時 0 0 分開会

- 弓削座長 皆様、こんにちは。3 時になりましたので、第 69 回「開発協力適正会議」を始めさせていただきます。

今日の適正会議はオンライン参加と会場での参加を併用したハイブリッド形式で行います。途中で通信状況による音割れや音声の途切れなどがあれば、随時御指摘願います。

今回は全ての委員に会場で御参加いただいています。

また、一般の方にもオンラインで議論を傍聴いただけるようアレンジしています。新規採択案件について議論を始めたいと思います。

1 新規採択調査案件

(1) ベトナム（無償）「経済社会開発計画」（不発弾除去関連機材）

- 弓削座長 本日は、事務局から提示された新規採択案件である、ベトナム、モンゴル、タンザニアの 3 件を扱います。

まず、説明者から各案件の外交的意義の説明及び委員のコメントに対する回答を行い、その後、議論を行います。

最初の案件はベトナム「経済社会開発計画」（不発弾除去関連機材）です。外交的意義の説明に関しては案件概要書に記載されておりますが、強調すべき点や追加の説明等があれば、説明者から発言をお願いします。その後、委員のコメントに対する回答をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

- 説明者 こんにちは。ただいま弓削座長のほうから御紹介いただきました国別開発協力第一課長の石丸と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

外交的意義に関しましては今御案内のありましたとおり、案件概要書に記載のとおりでございます。

委員の皆様からいただいた質問に対して、順次回答を申し上げたいと思います。

まず、西田委員から、ベトナム戦争に直接介入した当事者たちが本来やるべき話なのではないのかという御指摘をいただいております。

極論を申せば、そのとおりだとは思いますが、米国は 1978 年にベトナム退役軍人財団によって不発弾の除去等の支援を実際に開始しております。93 年以来、米国はベトナムに対して総額 1.85 億ドル以上を供与して、ベトナム中部のクアンチ省、クアンビン省でのサイト調査、地雷や不発弾の除去、爆発物リスク教育、生存者支援例等を実施しております。また、ベトナム地雷アクションセンター、以後

VNMACと申しますけれども、これに対して技術アドバイザーの派遣等も行ってきていると承知しています。2022年6月には、1900万米ドルを追加支援することも発表しているという状況でございます。

ベトナム政府は、ベトナム国内の地雷・不発弾を除去するためには合計100億米ドルの予算が必要と試算をしております。自国の予算で対処するには長年の歳月を要するものと考えて、また、ベトナム国内で作業に当たる団体・人材の早期のエンパワーメントが必要である。その観点から、各国、国際機関への支援も求めている現状がございます。

地雷・不発弾は人道上の問題であるのみならず、開発の取組を阻害するものであるものでありますので、こういった阻害する要素を取り除くことで、その際に、我が国企業が誇る技術を用いて支援することができれば、ベトナムの経済社会発展を後押しすることにもつながりますし、また、人間の安全保障を主張してきた我が国にとっても重要であると考えております。

続きまして、西田委員のほうから、供与予定の日本製の機材、斜面で除去できる機材の優位性についての御質問がございました。併せて同趣旨の御質問を道傳委員のほうからもいただいております。

日本以外の国では、傾斜がある斜面での不発弾の除去というのは、現在開発されていないと承知しております。植物が生い茂っているような地域では、不発弾を処理するに当たっては、まず、樹木を処理した後に作業をする必要があるわけですが、この供与予定の機材では、斜めの灌木の処理も機械化することで作業を効率的かつ安全に行うことができるようになりますと承知しております。また、本機材は防衛装備品には該当しません。

また、西田委員からソフトコンポーネントについての説明がないという御指摘を頂戴しております。

機材供与の際には、機材供与を行う企業から維持の管理、操作の指導を行うことを想定しております。

また、VNMACのオペレーターをカンボジアへ派遣して、カンボジア地雷対策センター（CMAC）にて現場に近い環境で、約1か月間の機材の操作研修を行うことを想定しております。

続きまして、西田委員から、地雷除去が行われる予定の地域における開発プランについてのお問い合わせがございました。松本委員からも同趣旨の御質問を頂戴しております。

ベトナムでは、戦後の地雷・不発弾の被害を克服するために、通称プログラム504と呼ばれる2010年から2025年の国家行動計画を策定しています。このプロジェクトの最終フェーズが2020年から2025年の5年間となっておりますけれども、ベトナム全土で80万ヘクタールの汚染地域の地雷・不発弾の除去を目標とし

ています。

クアンナム省は、このうち不発弾が最も多く残存するベトナム中部に位置しておりまして、加えて傾斜地が極めて多くて灌木も多く茂っている地形ということもありまして、同省における不発弾除去処理は十分に進んでいないのが現状です。プランの詳細は機材供与が決定してから実施機関であるVNMA Cやクアンニン省の人民委員会が策定することになっておりますけれども、この機材の供与の主目的は、不発弾汚染の可能性のある地域において、日々生命の危険と隣り合わせで暮らしている地域住民が安心して日常生活を送れるよう、不安を取り除くことにあります。

この土地の安全が確保された暁には、既存の使用者が引き続き農業等でその土地を使用し、生活を送ることとなっております。将来的には住宅開発や経済発展のために利用していくことも検討する予定と承知しております。

続きまして、西田議員から、50年も経つ中で、緊急性・迅速性という説明はいかかなものかと、それから、有償資金協力で実施すべき案件ではないのかというような御指摘も頂戴しております。また、同趣旨のコメントを松本委員、宮本委員、弓削座長、竹原委員から頂戴しております。裨益効果やスケジュール等に関するコメントも併せて頂戴しております。

ベトナムにおきましては、1975年の戦争終結後も地雷・不発弾によって、これまで4万人以上が死亡し、6万人以上が負傷しています。近年の死傷者は2022年に死者4名、負傷者4名と統計上はなっております。

西田委員の御指摘のとおり、戦争の遺物処理には非常に長い時間を要するものがあります。しかしながら、被害がいまだに深刻で、ベトナム政府は地雷・不発弾除去について自国の予算だけでは対処できるものではないという判断から、各国や国際機関に支援を求めている実情がございます。

地雷不発弾除去のように、収益が見込めない事業を有償資金協力で行うということは、なかなかベトナム政府にとっても難しいと、我が方としては考えております。また、累次の首脳会談でも協力していきたい分野として、戦争被害の克服ということがテーマにもなっております。信頼できるパートナーとして日本政府に対して協力をベトナム側から求めてきている。このベトナム側の意図を酌み取って、二国間関係を強化する観点から、我が国の技術力を生かした形で無償資金協力を行いたいと考えております。

クアンナム省においては、2018年に発表された調査結果によりますと、汚染地域の面積は約36万ヘクタールです。このうちベトナム側から優先地域として指定された5つの県・市の汚染の疑いがあるのが約19万ヘクタール、これはクアンナム省汚染地域の約半分の53%に相当します。この地域での地雷・不発弾除去を実施する予定でございます。

ベトナムの地雷・不発弾除去の全体のスケジュール、目標に関しましては、先ほど

申しましたプログラム504の最終フェーズ、2020年から2025年のフェーズにおいては、ベトナム全土で80万ヘクタールの除去を目標として掲げられています。また、2022年2月に行われたプログラム504の中間レビューの際には、当時のチン首相から、2025年までに地雷・不発弾による事故をなくしたいという目標が掲げられました。この機材供与を通じて、この目標の達成にも一定程度寄与することが期待されると考えております。

この地域は、シナモン、コショウですとか、空芯菜が生えているそうでございます。こういったところを地域住民がさりげなく収穫しようとしたときに、地雷による犠牲に遭われる。こういったことも日常を起こり得ることとして、事故をなくしたいという首相の強い思いがあると考えております。

完全な除去までの計画を立てることはまだ難しいと思われれます。今後、2025年以降の戦略的計画、これは2050年を見据えた2025年から2045年目標の策定も今後行われる予定と承知しております。

続きまして、松本委員から、環境社会配慮のカテゴリーが記載されていないという御指摘がございました。

無償資金協力の中でも、いわゆる経済社会開発計画といわれる資機材を供与するタイプのODAに関しましては、供用先の要請に迅速的に、かつ機動的に 대응べく、事前調査の必要のない機材の供与を行う枠組みというのが一般的です。

この経済社会開発計画の案件は、JICAが実施する施設の建設を含む協力形態と比較しまして、その性質上、環境や社会への影響が発生する可能性が低いという観点から、案件概要書にはこの項目自体を設けておりません。周辺住民への影響が見込まれる場合には、当然のことながら個別の案件ごとに日本政府が推薦する調達代理機関が供与先の機関と調整の上、先方政府による事前調査等をお願いしてきております。

本案件につきましては、実施前にVNMA Cが地域住民への影響について詳細な調査を行うこととなりますけれども、非木材の林産物などの採取をなりわいにしている住民の影響が最小限になるような計画を策定して、作業を実施する予定であると承知しております。

宮本委員から、ベトナム戦争終結から40年経つ中で、依然としてVNMA Cが不発弾処理をもっぱらやっているのかという御指摘を頂戴しております。その際に、VNMA C、それから、各国や国際機関との連携の部分についても御照会いただいております。同趣旨の御質問は田辺委員、道傳委員のほうからも頂戴しております。

ベトナムにおける戦争被害につきましては、省庁横断的に対応すべく、701国家指導委員会というものがございまして、これが首相の下に置かれており、不発弾・地雷、ダイオキシン等の諸課題について全体的な政策立案を行っているのが現状でございます。VNMA Cは、この委員会の所属省庁の一つである国防省傘下に設置されておりまして、VNMA Cが各省人民委員会と連携しながら不発弾や地雷の除去活動を

行っているのが現状でございます。

本計画では、日本が機材を供与して、VNMA Cとクアンナム省の人民委員会の不発弾除去担当部局が地雷除去を実際には行うこととなります。これまでクアンナム省においては、VNMA Cが道路、港、橋、貯水池等のインフラ整備の前段階として地雷・不発弾の探査、除去事業について予算化して、同省の人民委員会と連携しながら作業を進めてきました。今後も、インフラ整備と合わせた地雷・不発弾の探査・除去が行われるとともに、住民の不安を取り除くための地雷・不発弾除去事業も行っていくことが想定されております。

ベトナムは、このプログラム504において、各国や国際機関の支援を得るために積極的に広報活動を行うよう定めています。我が国との間でも2017年6月のクアンナム国家主席（当時）の訪日時に、日越共同声明が発声されましたが、この中においても、戦争被害の克服における協力の可能性について引き続き検討するという内容が合意されておりまして、今回の機材供与は、この声明の下、実施するというものでございます。

米国の支援に関しましては、冒頭の西田委員の御質問に対してお答えをさしあげたとおりですけれども、韓国国際協力団（KOICA）、それから、UNDP、VNMA Cは韓国ベトナム地雷行動計画事業を実施しておりまして、中部三省、トゥアティエン＝フエ省、クアンガイ省、ビンディン省において汚染地域の調査、除去、リスク教育、被害者支援等を行っていることと承知しております。

宮本委員から、近年の不発弾による被害者についての御質問ございました。恐らく先ほど私は別の中でお答えしていると思いますが、改めて御回答をさしあげますと、ベトナムにおいては75年のベトナム戦争終結後、不発弾により4万人以上が累計として死亡して、6万人以上が負傷しています。

このうちクアンナム省におきましては、ベトナム戦争終結後から現在に至るまで、147人が死亡し、1,666人が負傷したようです。近年の死傷者に関しては、ベトナム全土で2020年は死者4名、負傷者4名、2021年は死者4名、負傷者1名となっています。

ベトナムの国内で啓発活動が併せて行われておりまして、不発弾というのはこういう形をしているとか、それから、不発弾を見つけた場合にはこのように対処しましょうというような啓発活動も併せてやっているということで、近年の死傷者は減少しているという傾向が現れております。

宮本委員から、今回の供与予定の不発弾除去関連機材に関して、軍事的使用につながる懸念についての御質問ございました。

今回の関連機材、それ自体ではなく、本協力による機材の供与対象のVNMA Cは国防省傘下に設置されていることから、軍事利用管理原則に照らして協力の可否について我が方でも検討を行いました。協力の趣旨・目的は、不発弾除去を推進すること

によって開発の阻害要因の削減を図ること、地域住民が健康で安全な土地に定住できるようにする等の人間の安全保障を実現することにあります。

また、内容はベトナム戦争時から現在において残存する地雷・不発弾除去で、この除去作業の安全な実施、時間の短縮化、安全な土地に居住できるようにする等の人間の安全保障の実現に資するものであるとの考えでございまして、軍事転用は当然のことながら想定しておりません。実際、不発弾除去関連機材を供与する場合には、軍事目的に使用しないことを交換公文にて確認する予定でございまして。

弓削座長のほうから、不発弾除去関連機材として灌木伐採機、対人地雷除去機等を供与する際に、それぞれ何台供与するのかという御質問を頂戴しております。

灌木伐採機につきましては3台、対人地雷除去機につきましては1台供与することを想定しております。

続きまして、弓削座長から不発弾や地雷に汚染された610万ヘクタールのうち、2018年まで除去されたのは50万ヘクタールという説明について、何ヘクタールを占めているのかということと、ベトナムの不発弾・地雷除去の中での本案件の位置づけについての問い合わせがございました。竹原委員からも同趣旨のコメントを頂戴しております。

クアンナム省の汚染地域は18地域でございます。約36万ヘクタールのうち、ベトナム側から優先地域として指定された5県・市の約19万ヘクタール、汚染地域の53%の地雷・不発弾除去を実施する予定です。先ほどの御説明の中にも入ってございました。5地域の人口は合計約50万人になります。

不発弾及び地雷は、ベトナム中部地方を中心にいまだ多く残存しておりまして、その中でもクアンナム省というのは傾斜地が非常に多くて、また、灌木も多く茂っていることから、中部のほかの省に比べて不発弾処理の作業が著しく遅れております。同省を対象として、我が国の技術を活用した地雷除去機材等を寄与することとして、この地域での地雷除去作業を加速化させることは、極めて重要であると考えております。

竹原委員からは、ダイオキシン除去については対象に入っているかどうかについての問い合わせがございました。

ダイオキシン除去については本プロジェクトの対象外でございます。

また、竹原委員からは、ベトナムの周辺国でも地雷除去に日本は成果を上げている中で、こういった知見や経験の共有というものは想定されているのかという御質問を頂戴しております。

本案件では日本製の機材の供与を想定しておりまして、この機材供与や人材育成等で支援してきたカンボジアのCMA Cは、カンボジアの地雷対策の経験を第三国へ共有する取組を進めています。したがって、機材供与の際には、このCMA CにおいてVNMA Cの除去作業員に対して約1か月間の機材の操作研修を行うことを想定しております。我が国が長年の協力によってカンボジアのCMA Cに蓄積されたノ

ウハウや人的資源、こういったものを本件でも有効に活用をしてみたいと考えてございます。

事前に頂戴しておりました御質問に対する御回答は以上になります。ありがとうございます。

○ 弓削座長 どうもありがとうございました。

説明者からの説明について、追加の御意見・御質問があれば、発言をお願いいたします。

松本委員、どうぞ。

○ 松本委員 御説明ありがとうございました。

いろいろと勉強になるというか、ベトナムの不発弾・地雷の状況というのは自分でもあまりフォローしてなかったの、まだこういう状況かということがよく分かった案件だったと思います。

私が質問している中で、非木材林産物が生業に与える影響については事前の調査で確認していただくということで分かったのですが、そもそもここに先住民、あるいは少数民族の人たちが暮らしている可能性、それへの影響ということについても併せて調査をしていく方向でいいかどうかを確認したい。

そのことを伺うもう一つの理由は、もちろん外務省は御存じだと思いますけれども、この地域は反政府の活動がいまだに残っていて、特にこうした山岳地帯に反政府のゲリラが散発的に幾つか活動していることも、何年かに一度はニュースになっているかと思えます。

そういうことも含めて、この地域はもちろん傾斜地で作業が遅れているということもあるかと思いますが、政治的に中部高原地帯にベトナム政府が入るというのは、いろいろな意味で慎重だったと思うので、そうしたここに住んでいる人たちに関する調査というのをどのぐらい事前にやる予定かということをお伺いしたいと思います。私としては協力準備調査に匹敵するぐらい、この辺りの社会経済情勢と民族に関する調査をされたほうがいいのではないかなと思っていますが、この点について御意見を伺えればと思います。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

続けて、西田委員、どうぞ。

○ 西田委員 御説明ありがとうございました。

私のほうはコメントというか、お願いでございます。今の御説明を通じて、改めてこの案件の開発意義、そして、二国間関係への意義、CMA Cを交えるといったよう

な南南協力の意義、そして、人道的な意義、それらを確認したところであります。それを踏まえて2点ございます。

1点目は、こういった事情があるわけですがけれども、本来的には爆弾を落とした国が最後まで責任を取るべきであると思います。これは先ほど説明者の方も同意されておられました。アメリカは南部を中心に協力をしているけれども、まだまだ足りない。韓国もやっているけれども、まだまだ足りない。

ベトナム戦争に参加した国々に対して、日本は当事国ではなかったけれども、こういった支援をしていますと伝えることも必要かと思えます。そして、第二次世界大戦のときのフォローアップとしては、例えば中国では今も不発弾処理をしていると伝えることを通じて、アメリカをはじめとした国々に、彼らが主体的、能動的、積極的にやっていかなければいけない責任であることを認識させ、促していくことをお願いしたいと思います。

2点目です。現状において、こういった斜面での不発弾除去ができる機材は、日本のみが持っているということも御説明をいただきました。ついては、今回、これを無償資金協力において実施されることに異議を申し上げるつもりはありません。

しかしながら、こういった機材が有用だからもっとくれというような話にもなりかねないと思います。先ほどの裨益効果の御説明で完全除去への計画はなかなか見通しがつきませんといったお話もありましたが。そうであれば、これがいつも緊急性、迅速性、人道性を求めるような案件となりかねないとも思いますので、これ以降、このような案件がある場合には、有償資金協力を第一のオプションとして検討すべきかと思った次第です。

以上です。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

ほかに委員の方から質問・コメントはございますか。

今の時点でなければ、それでは、説明者から御回答をお願いいたします。

○ 説明者 松本委員、西田委員、ありがとうございます。

最初の松本委員の御意見に関しましては、中部にそういうような懸念があるというような御指摘も踏まえて、どのような協力・調査ができるのかどうかというのは検討してまいりたいと思います。

続きまして、西田委員から御指摘をいただきました。これはもちろん本来の当事者であった国々に対して、もっと責任を促していくということは、引き続きやってまいりたいと思います。他方で、これをベトナム1か国で対処するわけにもいかないのだからこそ、信頼のおけるパートナーとして日本に依頼してきているという事情もあるかと思えますので、いただいたコメントを踏まえて、引き続きどのような形で、

これが有償資金協力なのか、無償資金協力なのかどうか、有償資金協力ではなかなか収益性が見込めないような案件でもありますので、こういった観点も検討しながら、いただいたコメントを踏まえて、今後の在り方を検討してまいりたいと思います。

○ 弓削座長

ほかにコメント・御質問はありますか。

この案件についてはいろいろな御質問と御意見をいただいて、御回答もいただきありがとうございました。

全てについてコメントすることはできないので、幾つかのポイントを申しますと、ベトナム政府は地雷・不発弾を除去するための計画を策定しているけれども、自国の予算だけでは対処できないので、各国や国際機関の支援を求めている、それに対して様々な支援が行われていること。

それから、日本については日本特有の技術力を生かした形で支援ができる、傾斜がある斜面でも不発弾を除去できるというテクノロジーを有効に使えるということ、ただし、当事国の責任も引き続き、それに対しての認識を促すということもしなければならぬ。

それから、機材については軍事転用されないことを交換公文で約束する。また、住民についての調査も重要であるという御指摘もありました。

これらの点を含めて委員の皆様からのコメントを踏まえた上で、案件を進めるということでもよろしいでしょうか。

それでは、そのようにお願いいたします。どうもありがとうございました。

(2) モンゴル（無償）「人材育成奨学計画」

○ 弓削座長 次は、モンゴル「人材育成奨学計画（JDS）」です。外交的意義の説明、委員のコメントに対する回答をお願いいたします。

○ 説明者 続きまして、モンゴルにつきましては、私、国別開発協力第一課長の石丸とJICAのほうも関わっております。

○ 説明者 JICAの東・中央アジア部の篠崎と申します。よろしく申し上げます。

○ 説明者 回答を申し上げたいと思います。

まず、外交的意義につきましては、案件概要書に記載のとおりでございますが、今後、御質問への回答の中でも、こういった点について触れる予定でございますので、

そういう中で御説明を改めてさせていただければと思います。

- 山崎課長 松本委員から御質問をいただいている最初の点でございます。

5月1日の外務省の報道発表でモンゴルの交換公文が結ばれている、本来であれば、開発適正会議を経た上で交換公文を結ぶべきではないかという御質問をいただいています。

この点については、この人材育成奨学計画（JDS）は4年計画としていまして、4年ごとに1サイクルで適正会議に付議をさせていただいています。5月に発表されたものは2019年の6月の適正会議に付議をされたものでございまして、その案件は2021年度から2024年度までのものでございます。4年目の計画分が5月に交換公文の署名に至ったということでございますので、順番的には適正会議から交換公文という形になっています。

今回、適正会議で御相談させていただいているのが2025年度から2028年度に該当いたしますので、この案件を御議論いただければと思っています。

- 説明者 2点目の御質問に関しまして、JICA資金協力業務部の三浦から御回答いたします。松本委員から御質問いただきました1人の留学生に直接供与される年間の費用は幾らかということと、その妥当性ということで御質問を頂戴しております。

年間1人当たり180万円の生活費を直接お渡しさせていただいております。これに加えて大学授業費ですとか入学費、住宅支度料、国内の研究旅費補助等で1人当たりの実施経費は、全体で960万円となっております。留学生に直接支給されます経費に加えまして、松本委員が御指摘くださいましたとおり、コーディネーター料ですとか、役務経費というのが別途かかっておりまして、役務経費には、この事業の全体、横串で募集選考関連経費ですとか、来日前後の研修経費、留学生のモニタリング経費等が入っております。加えて、それとは別に実施代理機関の人件費として、直接人件費、管理費が加わってございます。

年間180万円、月当たり15万円の生活費の妥当性という点に関しましては、文部科学省の国費留学生の留学制度を参照させていただいております。JICAで実施しております他の留学生事業も同額となっております。

他方で、オーストラリアの奨学金プログラムでは、生活費だけで年間300万円が手当されているといった情報も得ておりますので、今回の調査を踏まえまして、現状を改めて確認するとともに、検討を進めていきたいと考えております。

- 説明者 続きまして、松本委員からモンゴルの汚職問題に関して、政府留学生を含めて倫理感を学べるものなのかという御質問を頂戴しております。また、道傳委員からも同様の御質問を頂戴しております。

話が長くなってしまいますが、お聞きいただければと思います。JDS自体は2000年にアジアの市場経済移行国への支援を目的として、ウズベキスタンやラオスから開始した事業でございます。モンゴルは90年代に民主化、市場経済化しております、2001年から本事業が開始されました。

一方で、モンゴルは民主化、市場経済化がまだ30数年と若くて、政権与党が交代するたびに、政策、行政機関の幹部人事も刷新されて、依然として市場経済体制の定着に向けて努力しているという段階にあります。

政治とビジネスの癒着によって、汚職、贈賄、資源の不公正な分配、こういったものも依然として大きな問題になっていて、貧富の格差がますます広がっていくような状況でございます。この問題は非常に根深くて、現在もモンゴルの社会経済の発展を著しく妨げている要因となっています。

モンゴルの人口は増加傾向にありまして、全人口の過半数は民主化、市場経済化以降に生まれた20代以降の世代で構成されています。こうした若年層において、日本、欧米、豪州、韓国等での生活や留学、就労を通じて、徐々に市場経済体制に基づく競争原理、競争社会、ビジネスにおける国際スタンダードや倫理感、こういったことを培い、海外生活を経験した人材が一人でも増えていくことが同国の市場経済化の大きな一助となっています。こういった人材が少しずつでも増えていくことによって、将来的に母国の汚職対策等を改善していくことが期待されています。

JDSに関しましては、いわゆる行政官をターゲットにしております。したがって、行政官だけでは完全とは言えませんので、これは民間レベルでも倫理感を培ってもらおうということが別途必要ではありますけれども、JDSにおきましても、一定定数の層を政府部内に数十年かけて形成していくことに貢献することは、非常に意義があると考えています。

私も先月モンゴルに出張してまいりました。JDS卒業生数名と面談する機会も得ました。カウンターパートナーは行政官、もちろん民間の人たちとも意見交換をしましたが、主たるカウンターパートナーは大蔵省の局長だったのですが、日本への留学経験を通じて、これは議事録になるのはかわいそうな気もしますが、計画を立てるとか、報告するとか、約束を守る、こういったことを学ぶことができることに意義を見出していることがわかりました。こういったことが彼らの習慣にないことで、日本企業にとってふだんの民間レベルのB to Bのやり取りの中でも非常に困っている現状もあると聞いております。

倫理感、道德というものを日本での留学経験を通じて学んだのだということは、一同みんなおっしゃってくれたので、そういう意味では、大学のカリキュラムを単純に消化するだけではなく、日本への留学経験を通じて、こういったマインドが形成されていく意義を非常に私は見いだして帰ってまいりました。

汚職対策庁で上級コミッショナーを勤めているJDSの卒業生の数名も自分自身の

経験が反汚職の政策立案ですとか、モンゴルの法制度を客観的に分析する実務の上で非常に役に立ったといった意見も聞きました。

また、これは私の出張とは関係ありませんけれども、国内序列第2位の国会大会議議長、ザンダンシャタル議長という方ですけれども、モンゴルの法制度改革や経済制度の改革の課題への取組に当たって、日本のように発展しようと提唱して、モンゴルの国家大会議、日本の国会に当たるところですけれども、JICAモンゴル事務所との共催で、いわゆる国会議員、それから、関係者向けの連続講座を今やっています。

講座内容は、今後予定の新規法案に関連する日本の法令、日本の公務員制度、倫理法といったものもテーマに入っております。政府職員の積極的な参加も呼びかけられています。議長御自身は必ずしも日本留学組ではないのですけれども、この議長の上席顧問に当たる方は国費留学制度で日本で学士・修士を取得されていて、この取組にも積極的に関わっておられるということのようです。

また、与党ではないのですけれども、モンゴルでは日本留学経験者を中心として現在の汚職体質の政治を刷新したいという思いで改革正義党という政党も結成していて、ただ、日本をそのまま真似しようという趣旨ではなくて、一つの発展モデルである日本を知っている人たちでモンゴルを客観的に見ていこうといったアイデアから結成されたと承知しています。

このように、日本留学経験者によって日本から学ぼうといった動きがモンゴル国内で出てきているのは非常にいい傾向かと思えます。今後、さらに日本の知見・知識が議会、政府、行政組織内に一層求められておまして、日本に留学したJDS生の活躍の場が増えていくことが、重層的な二国間関係の観点から非常に重要だと考えております。

各国のJDS生のOBは、日本の近代化の歴史の講義を受け、急速な戦後復興と高度経済成長に見られる日本の勤労的な精神、勤勉的な精神、それから、忍耐力、規律意識、創意工夫、社会における共生、礼儀・思いやり等についても学ぶことができたと言っています。これらは教科書として座学で選べる情報としてではなくて、学生生活や課外における些細な風景、例えば公共交通機関、電車に乗るにもバスに乗るにもみんなきれいに並んで待っているシーンですとか、自然災害の発生時の炊き出しや配給とか、道案内ですとか、遅刻厳禁の姿勢、こういった当たり前なことなのでも、こういったものを直に体験して感化されて帰っていったと聞いております。

OBは、こうした体験を帰国後、同僚を含む周りの人々に伝えてきていて、さらに日本で培ったこのような倫理感を職務中はもちろんのこと、生活の中でも心がけたいと言っていると承知しております。

- 山崎課長 続きまして、松本先生からいただいている4点目、JDSが技術協力ではなく、無償資金協力で分類されるのはなぜか、技術協力で位置づけることができない

のかです。

この点、まず、技術協力の場合と無償資金協力の場合は財源が違います。技術協力の場合はJICAの運営費交付金、無償資金協力の場合は無償資金協力予算の中から出されます。その上で、私どもの考え方としては、技術協力については特定の開発課題の解決の手段として、技術協力プロジェクトの推進と併せながら行政官等を日本に呼んでくるという使い方をしております。

一方で、無償資金協力の場合は、ここでよく議論しているように、我が国のプレゼンスの向上と、特定の大きな政策目的のために使わせていただいています。

翻って、このJDSについて言えば、戻った後、政府の中で一定の存在感を示すようなクリティカルマスを作っていくという政策目的のために使わせていただいているので、私どもとしては無償資金協力で行うことが望ましいだろうという考え方でやっております。

所得水準が相対的に高い国に無償供与する場合の説明で、やや無理があるのではないかという点について、6月に改定した開発協力大綱においても、「所得水準が相対的に高い国に対しても開発ニーズや負担能力に応じて無償資金協力や技術協力を含む必要な協力を戦略的に活用していく」という文言が書かれました。それを踏まえ、今後、無償資金協力を一層戦略的に活用する観点から見直しを検討していきたいと思っております。

続きまして、松本先生の5番目の御質問で、受け入れる日本の大学に与えている影響は何かという御質問をいただきました。

この点、受入大学についていえば、基本的に英語で修士、または博士号を取得できる大学を対象に公募制で声がけをさせていただいて、2015年以降増加しています。2018年には30大学に受け入れていただいています。2019年から2020年にかけて、JICAの外部委託でJDSの事業の効果検証について調査を行いました。その中で、大学にヒアリングを行っていて、大学側からの声としては、留学生の出身国とのネットワークの構築、また、英語での講座の充実化、10月入学コースの導入といった制度の柔軟化につながりましたとか、留学生の数の増加になりましたとか、学生の人口の多様化になった、日本人教職員の英語運用能力が向上しましたといったお声をいただいています、学部や研究科の国際化に影響が見られたという回答をいただいております。

あと、宮本委員の第1の質問で、国、分野等についてどのように考えられているのか、また、所得水準はどのように考慮されているのかです。

JDSの対象国の設定については、10年スパンで継続的にやっていくことが重要だと考えていますので、我が国の外交政策とか国際情勢を見ながら、長期的な観点から対象国を選んでいきます。

最初は市場経済移行国を対象にしておりましたが、そのときの国際情勢に合わせ、現

在はF O I P、自由で開かれたインド太平洋の国々を念頭に置きながら対象国を選んでいます。その結果、アジアをはじめとするインド太平洋を中心とした国々及びアフリカや中米にも対象国を拡大しているということがございます。呼んでくる方は所得水準の高さいかんにはかかわらず選定をさせていただいております。

- 説明者 宮本委員からいただきました2つ目の御質問の件ですけれども、留学生の最終候補の決定について大学が参加していないのかということと、その理由ということで御質問を頂戴しております。

まず、大学のほうにはアカデミックな観点から研究計画や英語能力といった書類審査、一次審査に関わっていただいておりますほか、対面での面接審査を二次選考として実施していただいております。それらの審査に合格した方から運営委員会によってJDSの目的にかなう人材を選考するために総合面接が行われておりまして、最終候補者が決定しているような状況でございます。

運営委員会自体は、先方実施機関、先方政府も含めて構成されておりまして、ここで最終の意思決定をする委員会ということで設定されておりますので、大学はこの構成メンバーには含まれておりません。

- 説明者 続きまして、宮本委員からの質問3ですけれども、女性行政官の育成ニーズ、公務員を含めた汚職問題の解決についてです。

モンゴルの政策ですが、2020年にビジョン2050と呼ばれる30年にわたる国家長期開発計画というものが策定されておりまして、ビジョン2050に基づく10年間の基本計画として策定されたものが新再生政策となります。

女性行政官の育成ニーズについては、ビジョン2050においてSDGs達成に向けて方針が整理されておりまして、その中で、女性の労働参加率向上を推進することとなっております。具体的な施策として、労働時間の柔軟性確保や産育休制度の改善によって、女性がより労働市場で活用できる体制を整えるべく、モンゴル側で取り組まれているという状況です。

続きまして、公務員を含めた汚職問題についてですけれども、これは新再生政策の柱の一つ、政府の生産性の再生という中で公務員の汚職撲滅、不正・腐敗防止の観点から公的サービスや調達システムの電子化、政府機能の一部の外部委託化、腐敗・職権乱用に対する厳罰化、こういったことを進めていくこととなっております。

続きまして、弓削座長の質問1、ガバナンスの中で期待されているのは、特にどのような分野なのかという御質問についてです。竹原委員からも同様の御趣旨の質問をいただいております。

これにつきましては、本事業の対象を行政官としておりますため、行政学が中心となってきます。具体的には、公共政策、金融政策、公務員の人事政策、経営、経済政

策といった分野を中心に考えております。モンゴルにおいては、国内の法律は民主化以降にほかの民主主義、市場経済国の法律を参考にしながら短時間で整備されたという経緯がございますので、実はモンゴルで定着していないため、改定が必要な法案がまだ残されているような状況でもございます。そのため、JDSで法律を学ぶ意義は非常に高いと考えております。

- 山崎課長 続きまして、弓削座長から御質問をいただいている2点目、ほかの国に類似の奨学事業がある中、日本が留学先として魅力を高めるのにどのような工夫をなされているのかです。まず、JDS全体とモンゴルについて教えてくださいということでした。

まず、日本は非西洋において先進国になった最初の例で、途上国発展のモデルと言えます。モンゴルを含め、アジアの国々において、日本はアジアの発展のモデルと見られています。

ほかのドナーとの比較で言えば、大学での授業のほか、来日前の日本語の研修、また、日本に滞在中は日本の行政機関とのネットワーキングといった機会を提供するほか、日本の近代化や発展の経験を学べるJICA開発大学院連携プログラムを提供していて、具体的には戦後の日本の政治外交とか、経済成長、産業といったテーマで日本の近代化を学ぶための講座をやっています。

個別の大学でも、政治、法律、経済、金融、社会開発、科学技術イノベーションといった分野で、日本がどのように発展していったかを学べる講座も設けています。

さらに大学を選定する際には、日本の文化とか現地の地域のコミュニティとの交流の機会が充実しているかといった評価を入れさせていただいて、日本文化にも日本人にも触れてもらうような工夫をしています。

協力準備調査において、改めて他国の制度と比較して、JDSの卒業生からの意見を聞いたりしながら、さらにプログラムの充実化を検討していきたいと思っています。

- 説明者 モンゴル部分についてお答えいたします。特にモンゴルにおいてはJDSのモンゴル同窓会、それと、日本留学経験者の会が組織されておりまして、各府省内の募集選考の段階で、こういった同窓会のネットワークを活用して優秀な人材への声かけを行ったり、卒業生の方が御自身の日本留学の経験を語る説明会を開催したりするなど、事業の目的を理解する人材が次の人材のリクルートをするという流れが出来上がっております。また、JDS卒業生が独自にSNSなどを通じて、JDSの魅力を発信してくれているという状況が出来上がっております。

続きまして、竹原委員からの質問2、選考に当たっての課題が指摘されており、それに対する解決策です。同様の趣旨の御質問を道傳委員からもいただいております。

運営委員会の場におきまして、昨年からは日本から具体的にどういった省庁・役職の

行政官が適当か、一層二国間関係に資する人材を選抜したいという日本側の関心について説明を行ってきております。今回の選考からは、モンゴルの外務省にも運営委員会に加わっていただきまして、二国間関係に貢献する人材の体制を強化していきたいと考えております。

今後の選定については、外務省、大蔵省、経済・開発省、法務省、モンゴル銀行といった省庁などを募集の主な対象とする予定にしております。過去には、JDS対象者に会計、教職、研究職といったような業務を担当するサービス職公務員を対象としていた時期もございました。そういった観点から、主要政策を担う可能性が高いとは言えない行政官が選考されていた時期もございましたけれども、2021年からは行政職及び特別職の公務員、公的資本が入るモンゴル中央銀行に所属する職員を中心にしながら募集をかけておりますので、モンゴルの政策決定の中心にJDS生を送り込むことができるよう、努力を続けているという状況になっております。

続きまして、田辺委員からの質問1、モンゴルとラオスでは、その成果の記載に大きなギャップがありますがという御紹介をいただいております。これにつきまして回答していきたいと考えております。

モンゴルにおけるJDS卒業生の役職については、2019年の8月時点では局長級が2名、課長・部長級が28名でした。2022年10月時点では局長級が8名、課長・部長級が24名と局長職が増えている状況になっております。

ラオスにおきましては、行政官が副大臣まで昇進し得るキャリアパスが存在しております。JDS卒業生が副大臣に昇進した実績がそのためでございますけれども、モンゴルの場合、行政官のトップポストは事務次官、その次は局長となります。

2019年に、公務員法が改正されるまで次官や局長といったこういうポストは、実は政治任用で多くのポストが選ばれているという状況でございました。また、これらの幹部職は政権が変わるたびに大幅な人事異動があることが多い状況でございました。モンゴル国内のこのような事情の中において、公務員法が改正されて状況が徐々に改善してきておりまして、現在の大蔵省や経済・開発省の局長ポストにJDS卒業生がある程度固まった状態で人員が配置されているということは、やはり評価すべきことと我々としては考えております。

2019年からモンゴルの公務員の昇進は能力主義が導入されましたけれども、公務員の幹部任用試験を実施する公務員委員会からは、モンゴルの発展のモデルとなっている日本に留学した経験のある者については、積極的に幹部に登用していきたいという発言をいただいている状況となっております。

続きまして、田辺委員からの質問2です。過去の留学生の離職率についてです。

これは約30%となっております。その内訳ですが、対象機関を政府機関、国営企業に限定した2009年以降ですけれども、ドナーや国際機関に5%程度、博士課程等への進学が1%、産育休による休職者が7%、民間企業への転職は19%となって

おります。他方で、約7割程度は政府機関、国営企業等への復職を行っているという状況になります。

これまで公務員の留学は、留学している間にほかのパーマネントの職員を雇ってしまうケースが多く、留学後にポストが埋まってしまっておりまして、元の役職に復職できることが困難な時期がモンゴルではございました。

一方で、2019年の公務員法の改正によりまして、海外留学中は臨時職員を雇用することが可能という制度に変わりましたので、留学生は卒業後も元の職場への復職が保障されるようになっておりまして、直近の帰国生の復職率は100%となっております。

なお、モンゴルでは日本と異なりまして公務員は安定職ではなくて給与も低いといった課題がございます。また、公務員のみならず一般的に転職する人が多く、一度転職した後、また公務員に戻ってくるようなケースも多く見られているという状況です。

モンゴル政府のほうにおきましても、海外留学生の復職率が低いことや政府内で留学経験者が有効に活用されていないことを問題視しておりまして、今後、さらにこういった点を改善していくことを検討していると聞いておる状況でございます。

- 山崎課長 続きまして、道傳委員からいただいた3つ目、日本への留学は日本語なので、その場合は逡巡されると聞いている、どう解消するのであろうかという御質問をいただいています。

JDSでは大学の授業は基本的に英語で行われています。大学を選ぶときに、英語で受講可能な科目のみを履修することによって、卒業に必要な単位を取得できるか確認しています。加えて、国によっては英語能力が低い場合がありますが、その際は、来日前に追加的に英語研修を実施している場合もございます。

続きまして、西田委員の2つ目の質問、第60回適正会議の際に包括的な議論があり、待遇が一つの課題になっているという説明があったのと、あと、日本なりにプログラムの魅力を高める必要があり、また、委員からもプログラムの質を向上するための提案もあった、その後の進展があったら教えてほしいという御質問でした。

JDSの待遇の改善自体については引き続き検討中ですが、より魅力のあるプログラムにするために、日本語の研修とか、行政機関とのネットワーキング、また、JICAの開発大学院連携プログラムなど、付加価値をつける取組を引き続き努力したいと思っています。

第60回適正会議の際に特に御指摘いただいた帰国生のフォローアップの強化についてですが、昨年度から大学教員が面接審査で現地に行くタイミングに合わせて、帰国生を対象としたフォローアップのセミナーを開催しています。さらに応募を奨励するために帰国生による説明会を開催し、帰国生とのネットワークも活用するようにしています。こうした努力は継続していきたいと思っております。

続きまして、西田委員から御質問をいただいて3点目、奨学金の対象者数やレベル、修士・博士、これをどのように国ごとに割り当てているのだろうかという御質問です。

JDSはあらかじめ、協力準備調査を通じて、どの省庁から、どれぐらいの数の留学生を継続的に選抜するかというのを決めてございます。なので、政策目的はその組織の中にクリティカルマスをつくるのが目的なので、その形成に必要と思われる人数を各国に割り当てております。JICAのほうで協力準備調査を行って、潜在的な応募者数とか、行政官のキャリアパスとか、ほかのドナーの奨学金事業の実施状況とかを踏まえながら、実際に対象の機関からどれぐらいの人数を呼ぶかというのを決めていきます。

また、博士課程については3年間で学位を取得することが前提ですので、日本での修士取得者数が一定数いて、また、行政官のキャリアパスにおいて博士号の取得者が優位になるような国を念頭に置いて枠を設けるようにしています。

○ 弓削座長 どうもありがとうございました。

説明者からの説明について追加の御意見・御質問があれば発言をお願いいたします。道傳委員、お願いいたします。

○ 道傳委員 道傳でございます。御説明ありがとうございました。2点ほどございます。

1点目は、過去の計画でも主要政策を担う可能性が高いとは言えない行政官が選考されている事例もあったというような指摘が、今回はこの審査の対象にはなっていないのですけれども、ほかのプロジェクトの中でも同様の指摘がありました。ほぼ同じ表現の御指摘があったということを考えますと、何か根本的に制度的な問題がずっとあったまま、ここまで時間が経過したのかなという素朴な質問が1点目でございます。

2点目は、先ほどの日本で学習・生活することによって倫理感などを学ぶことも期待されているという表現は、私は松本委員ほど直截な表現では書けなかったのですが、何か違うメッセージ性を持って読む人に伝わってしまうことがあるとしたら残念かと感じました。

例えば日本に来たら勤労意識とか、みんな勤勉であるとか、街がきれいであるというようなことは、別に研修生ではなくても一般の観光客の方で普通におっしゃることではあるのです。日本が大好きになって帰りましたということだけでは、こういった国際協力の案件としては不十分なはずですので、例えば民間企業とか工場の視察とか、あるいは地方の学校への訪問とか、実地で様々な現場を視察・見学してもらうことを通して、日本についての理解や見識を深めるなど、プロジェクトにそういったような工夫をしていただくとともに、表現についても工夫いただけたらなと思いました。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

それでは、松本委員、お願いします。

- 松本委員 直截的表現の松本でございますが、今まさに道傳委員がおっしゃったこととも関係するのですが、私も先ほど石丸課長がおっしゃったような話はすごくよく分かるので、それをこういう書き方をすることで、逆に本当にそうかという、逆効果を与えてしまうような、この文章は表に出ますので思いました。

余談になって申し訳ないのですが、私は国際開発学会で人材育成を担当する理事をしているのですが、今、特に中国の留学生、大学院生以上が多いのですが、日本で開発を学んでいる人たちは、なぜ日本で学ぶのだろうかという聞き取り調査をやっています、日本人は開発を学ぶのにイギリスやアメリカに行くのに、どうして中国人は日本に来て開発を学ぶのだろうかという素朴な問いかけから調査をしているのです。

まだ、最終的なものが出ていませんけれども、現状で分かるのは、実を言うと、開発学の理論とかを学んでいることよりも、私は教員でありながらこういうこと言うと手前みそすぎるのですけれども、日本人教員で開発の分野をやっている人たちのある種の熱い思いとか、実務と理論の両方の板挟みの中で考えていることとか、中国人留学生たちは、日本に来てそういうものにすごく目を見開いたとか、あとさらに口幅った言い方ですけれども、日本に留学して自分がいい人になったと思うというようなことも言っているのです。よくこんなこと言うよねと、これだけ直截的な書き方をしておきながら、お前は大学教員としてそんなに自己弁護するのかわかると思われてしまうかもしれません。

ただ、これはこれで改めて公にする紙になるのですが、そういう意味でいくと、あまり形式ばった表現ではなくて、そういう人たちが一体何を学んできているのか、日本で何を学んでくれたのかというのは、正面切って向き合うというのを外務省のこのプログラムもそうですし、我々の開発学会のようなどころも何かやっていくというのが大事なかと、石丸課長の話聞いて思いました。

その意味でも、案件概要書にこういうことが書かれてしまうと何か残念になるので、ぜひこの辺りは、先ほど当然委員がおっしゃったようなことも踏まえていただきたいなというところがあります。

2つ目は、教員としてというか、大学でやっていてということと関係してしまうのですが、先ほど山崎課長にもお答えいただいたのですが、確かに大学の聞き取りもされていて、要するにこの関係です。文科省と外務省のやっているこのプログラムは、もっと言うと、文科省とどういう議論をされているのかというのが気になっていて、こういうプログラムがあると、英語学位コースとか、そういうのを大学としてはつくろうというような向きにもなるし、でも、こういうことがなくなってしまうと、学位コースがぼちゃってしまう可能性もある。

片や、私自身大学院はオーストラリアに行きましたけれども、オーストラリアは露骨に留学生によって大学を維持するぐらいの気持ちでいるわけです。USAIDのお金をいわば使ってオーストラリアの大学の経営を維持している部分も明らかにある。そんなことも考えると、そこまで量が多くないので何とも言えませんが、このJDSのプログラムを文科省とどのように議論しているのかということも結構大事なことでないかなと思います。

今日お答えいただくというよりも、引き続きJDSを続けるのであれば、文科省が高等教育、特に大学院教育について考えていることと、このJDSの関係をもう少し厳密に議論していただいて、そういう点でももっと増やしたほうがいいのであれば増やすという理由を議論していただきたいし、逆に大学にとっては、18歳人口がもうすぐ80万人ぐらいに減るわけですね。そういう中で、むしろそんなことがあると、変に期待をしてしまって大学としてよくないのではないかとか、そういう辺りも踏まえて、ぜひ御議論いただけたらいいなと思いました。

以上です。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

それでは、宮本委員、お願いします。

○ 宮本委員 宮本です。御説明ありがとうございました。

私のほうからはお願いとサジェスションです。今回、概要書の教訓と適用のところで、同窓会の充実化を含めたJDS帰国生のフォローアップを検討すると記載されていますが、ぜひ実施していただきたいと思っています。

ここからはサジェスションですが、その際、各国の同窓会の、例えば国ごとの会員数ですとか、日本で専攻した分野ですとか、行政官の方々が現時点で活動している領域、こういったものを一覧化できるようなグローバル・マッピングというか、データベースみたいなものをつくっていただけると、一つのツールとして、僕らもJDSの全体像が把握できますし、国民の開発協力への理解も促進されるのではないかと思います。いろいろな国にある同窓会同士のネットワークの連携拡充・強化、あるいはJDS帰国生と日本との接触機会をより意図的に増やしていく際の工夫・実践の具体的なヒントになり得るのではないかなと思った次第です。

以上です。

○ 弓削座長 どうもありがとうございます。

それでは、御回答のほうをお願いいたします。

○ 説明者 いろいろ御指摘をありがとうございます。

道傳委員と松本委員から、いわゆる倫理感という部分、あまり露骨にここの部分というのは、確かにおっしゃるとおりだと思います。モンゴルの中での彼らの課題は、自分たちで倫理・道徳は日本に学びたいという熱い思いをあまりにも受けてしまったために、このようなことを強調しすぎた部分がございますので、もう少しマイルドな形にさせていただければと思います。

- 山崎課長 道傳委員から御指摘いただいた最初の点、行政官の必ずしも適切ではない事例があったのではないかと、それは構造的な問題があるのではないかとという点ですが、私どもはそういう事例があったからこそ、個別の事業のときに工夫をしていきたいと思っていて、このJDSは4年に1回のサイクルで回っていて、協力準備調査を始める前に、これまでの何が悪かったか、何がよかったか、どのような工夫ができるかというのを見直しています。

よい行政官や日本とのかけ橋になるような方を選ぶのは選考過程がすごく大事で、今回、選考過程の中でモンゴルの外務省の人にも入ってもらって、ちゃんとつながりが維持できるようないい人を選んでもらうのが大事だろうということで組み入れています。国ごとに少しずつ何が課題かというのは違うので、4年に1回のこのプロジェクトを開始する前に本当にやる必要があるのか、続けたほうがいいのかというのを考えながら順次見直していっているというのが今の実態でございます。

3つ目の日本に来たときの魅力、地方の市訪問とか視察とかを入れたらどうかという御指摘についてです。JDSはクリティカルマスをつくるといっても、結局は人とのつながりであり、日本または日本人と、日本にいらしていただいた方との間のつながりが留学後もずっと続くということが大事で、それはそれぞれトリガーになる経験が少しずつ違うのです。

よく聞くのは、地元の人たちとの交流、お祭りに参加したときの経験などがあり、観光と違うのだという御指摘もありましたけれども、2年間とか3年間とか日本に来て日本文化に触れつつ知りたい専門知識も学ぶという経験それ自体が日本に対する見方や愛着、その後の日本に寄せる気持ちの強さにつながっていくので、そういうイベントとか、あるいは生身の日本人との間のつき合いがつかれるような機会を設けていくということであろうと思っております。なので、そういう工夫を引き続きやっていきたいなと思います。

あとは松本先生の大学、文科省との関係の部分は、文科省の考えている大学の方向性、あとは多分、財務省の予算的な部分もあろうかと思われ、それぞれの視点からの見方がそれぞれございますので、それぞれの目的が両立しながら、どうしたらよりよいJDSができるかということを考えていきたいなと思っております。

あとは宮本先生からのグローバルマッピング、データベースとして使えたらよいのではないかと御指摘についてです。元JDS生の人たちのフォローアップをして

いくというのは大事なのですけれども、大学の同窓会も同じだと思いますが、単に同じ出身だけだと、なかなか御縁というのは、続く人もいれば続かない人もいらっしゃる。帰られた後に、日本とのつながりができるようなきっかけをずっとつくり続けていくのが大事だと思っています。例えば私どもの事業で言えば、JICAでの事業を行うときとか、事業を実施しているとき、または大使館でレセプションをやるときとかに、留学生の人たちを呼んでつながりを維持していくというのが、まずもって大事なのかなと思っています。

それをどういう形で外に見せていくかというのは、おっしゃるように、国民への理解の促進の観点から重要な点だと思いますので、さすがに個人情報を出せないとは思いますが、よりODAをちゃんと広報できるという観点から何ができるか考えていきたいと思っています。

- 説明者 ちなみにモンゴルですけれども、日本留学生帰国生の会というのが組織されておりまして、JDSや国費留学といった様々な留学ツールを活用した横串での同窓会が形成されておりまして、2022年9月の段階で約2,200名、こういった会が既に設立されておりまして。

こういった領域で活躍されているか、行政官のみならず、民間から留学された方もいらっしゃるって、官民でのネットワーキングであったり、所属していた大学、もしくは所属していた専門課程によって分けて、例えば留学した帰国留学生が発起人になって、元教官の方と引き続きつながりを持ってセミナーを開催したり、日本の民間企業とモンゴルの企業がネットワーキング、マッチングみたいなものをして交流を続けているといった事例がモンゴルでは既に起こっております。こういったような取組が他国の同窓会でも積極的に活用されていくような事例紹介として、モンゴルの事例を共有していけるような形で他国にも紹介していければいいなと考えております。

以上、補足となります。

- 弓削座長 どうもありがとうございます。

ほかに御質問・御意見はございますでしょうか。

細かい点なのですが、松本委員の1つ目の質問の回答について分かりやすくするために、JDSの案件概要書に4年の期間がいつからいつまで、何年度から何年度までということを書き添えていただくと分かりやすいと思います。その点、よろしくお願いたします。

また、質問に対していろいろな御説明をいただきありがとうございました。

JDSの効果を高めて、モンゴル政府の中核で政策決定に関わる、あるいは日本との二国間関係の発展に大きく貢献できるJDS卒業生を増やしてクリティカルマスを形成するためには、候補生の選考、人選の体制強化が重要だということが強調されま

した。

もう一つ重要なのは、今も議論がありましたように、日本が魅力的な留学先になるということで、ほかの国の留学制度との比較ですとか、JDS卒業生の意見を聞く、そして、卒業生のフォローアップ、卒業生による説明会など、さらに踏み込んでこの課題に取り組み続ける必要があると思います。

皆様からいろいろ御指摘のあったことを含めて、協力準備調査に進んでいただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

もう一つ、先ほど山崎課長が、所得水準が相対的に高い国に対する無償資金協力の効果的な活用についてのガイドラインの見直しを検討したいということをおっしゃいましたが、この時点で何か御質問とか御意見があれば、委員の方にお聞きしたいのですけれども。何もないければ結構ですが。

松本委員、どうぞ。

- 松本委員 次の案件の発言時間を短くしますので、ちょっと聞き取れなかったのですが、ODA大綱を基に、技協も入っていましたが、無償と技協の戦略的な利用ですが、それはこの方針ですよ。今使っている方針を見直すという意味なのかどうかという確認をさせていただきたいです。
- 弓削座長 山崎課長、どうぞ。
- 山崎課長 開発協力大綱で書かれてある、所得水準が相対的に高い国に対しても必要な協力を戦略的に活用していく、その観点から平成26年度に作成された紙を見直すことを検討していきたいと思っています。この方針が作成された過程で、委員の皆さんとも議論をされた経緯もございますので、その見直しのプロセス等は今後事務方でちゃんと検討した上で、皆様と相談しながら進めていきたいと思っています。
- 松本委員 プロセスのことが気になったので、そういうようなプロセスを踏むということなのですね。それとも決まったものをここで説明するという想定でしょうか。
- 山崎課長 今後詰めます。
- 松本委員 分かりました。
- 弓削座長 ありがとうございます。

2014年に、このガイドラインが策定されたときには、開発協力適正会議の議題

として、ガイドライン案としてここで御発表されて、それについて委員の方々から御意見をいただいたということが記録に残っておりますので、もしかしたら、今回もそのようなプロセスを踏んでいただけるのかなと思ったのですけれども。

○ 山崎課長 検討します。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

この点は非常に重要なことなので、ガイドラインの見直しについてもどうぞよろしくお願いいたします。

(3) タンザニア（有償）「農業・農村開発ツーステップローン計画」

○ 弓削座長 それでは、この案件については終了ということで、次の3番目の案件に移りますが、その後にもう一つ、JICAの資金についてあるので、あと2つ議題があるのですけれども、案件としては、次はタンザニア「農業・農村開発ツーステップローン計画」です。外交的意義の説明、委員のコメントに対する回答をお願いいたします。

○ 説明者 外務省国別開発協力三課の西野です。時間も限られていますので、順次、委員の方々がいただいた質問に対する回答を始めたいと思います。

○ 説明者 JICAアフリカ部の奥本と申します。

それでは、宮本委員の御質問から回答させていただきたいと思います。（1）の小規模農家等エンドユーザー向けの貸付けに当たり、与信管理、担保の設定、債権回収についてどのように実施しているのか。あと、回収不能となった場合にどのように対応するのか、それからバングラデシュの場合はどのように対応したのかということで御質問をいただきました。

与信管理においては、タンザニア農業開発銀行のマニュアルに基づいて行われておりまして、8つの支店担当者及び本店で確認を行いながら進めています。担保の設定に関しては実施機関の与信方針に基づき、全ての担保要件を定めております。

また、実施機関の債権回収チームが元本返済、または利払いが不能になって6か月経過したところで債権回収の手続きに入ります。債権回収はあくまでも国際的な銀行監査や財務報告の基準に従って行われます。回収不能となった場合は、支店に応じて対応が異なる可能性はありますが、借り手が返済に応じない場合、返済できない場合など、各段階に応じて法的手続きを含めた対応を行っていきます。

それから、バングラデシュ向けの事業についても与信管理、担保設定及び債権回収などは国際的な銀行監査基準に従って行われておりましたが、今回についてはどちらかというところ融資対象が本事業と近いミャンマーの類似案件で農業農村開発ステップローン事業を調べて、上記の方法を用いて債権回収を行っていたところでありました。

2つ目の質問です。本計画の開発効果が1900万人に裨益されるとあるが、根拠について御説明いただきたいということで、こちらについては竹原委員と西田委員からも同趣旨のコメントをいただいたと理解をしております。

これ自体、1,900万人というのは対象地域をタンザニア全土としておきまして、全土の農業従事者の人口をベースに1,900万人ということで設定しております。一方で、こちらは融資件数の1,700件との関係においてもそうですけれども、協力準備調査の結果を受けて対象作物や対象地域、それから、融資上限額から推計されるところで改めて直接・間接裨益者についても精査したいと考えております。

それから、宮本委員の3つ目の質問で、直接的に機械・技術を供与する場合とステップローン供与とする場合の住み分けについてということですが。

こちらは相手国政府のニーズや事業規模に応じて適切なスキームを選んでいるという状況です。通常、JICAが機材供与等は無償資金協力で実施する場合は、御承知のことだと思いますけれども、相手国政府やコンサルタントやコントラクターと契約を締結して、農業基盤となるインフラ整備に係る機材の供与を行います。

一方で、本事業に関しては開発金融借款でありますので、開発銀行などの相手国の金融機関を通じて生活基盤整備や農業分野の振興等の一定の政策実施のために必要な資金を供与するものです。農家や企業といったエンドユーザーにとって直接的な融資となります。返済のための収益を効率的に上げる必要があることから、融資を通じて所有することとなる機材や技術のより効率的な稼働を促進することが期待されるというものです。

実施機関としましては、低金利で資金調達が可能になるほか、参加金融機関のシステムを通じた融資を行うことにより、農家から広範なアクセスが可能になり、融資件数を増やすことができるというものです。

弓削座長からいただきましたエンドユーザーに融資する参加金融機関についてということですが、こちらの実施機関は現在までに稼働したところのあるタンザニアの市中銀行の14銀行から選定する予定です。

選定基準と選定プロセスについては、類似案件のウズベキスタンで実施した園芸作物のバリューチェーンの強化事業というものがございますので、そちらを参考にします。協力準備調査の第1次現地調査の際に、財務健全性、また、その審査にかかる手続や意思決定プロセスのガバナンス構造を確認して、その結果を基に、第2次現地調査の際に、実施機関と関係機関と一緒に選定基準を定めて、スクリーニングのプロセスを開始していく予定です。

それから、同じくいただきました期待される開発効果に農業機械の購入とありますが、どのような価格かということで、こちらは先行する調査によりますと、農業機械としてはトラクターとかコンバインが多く使用されております。トラクターに関しては2WDという安価なものだと約130万円、4WDの高価なものだと560万円という形で、コンバインに関しては350～480万円の間という形になっております。

3つ目にいただきましたフランス開発庁が実施している同様の融資事業における課題・教訓などというところです。

1つ目に、フランス開発庁の融資事業においては、商品開発の時間を要してしまったというところで資金活用までの遅延が挙げられます。2023年1月にフランス開発庁より初回ディスバースを受けているものの、ホールセール融資とか小規模の農家信用保証スキームの融資とか、そうした焦点を置いた商品開発の完了を待っている状況ということで、まだ資金活用ができない状況というところです。

本事業では、協力準備調査の段階から調査がありますので、資金需要、それから、優先作物の観点で融資対象を絞り込んで、実施機関とともに金融商品の設計を早めに行っていきたいと考えております。

2つ目には、実施機関及び参加金融機関の活動成果というか、融資の結果をきちんと評価するためのモニタリング評価システムの必要性が挙げられます。こちらもAFDのほうは、まだニーズのすり合わせが十分ではなくて実現に至っていないところがありますので、私たちの事業においてはモニタリングの方法や支援内容について、早期に議論していきたい。このモニタリングのシステムをしっかりと検討していきたいと思っております。

竹原委員の御質問に移りまして(1)の御質問は宮本委員の2つ目の質問と重なっているかなと思います。

2番目の質問で、関連して過去の類似案件の教訓と本計画の適用において、融資上限額を設定して多くの小規模農家向けに資金が融通されるように配慮する予定とございますが、その御理解のとおりでございます、その結果として、今、サブローン件数を1,700件と置かせていただいております。

それから、(3)の竹原委員の御質問で、全土を対象にするにせよ、農業が盛んな地域に重点的に融資を実施するほうがよいのではないかという御質問についてです。

こちらも御指摘のとおり、協力準備調査を通じて想定している優先作物の農業振興が期待されている地域とか、JICAが既に米振興のプロジェクトやSHEPのプロジェクト、生計向上プロジェクト等を進めておりますので、この活動を地域にマッチさせるのか、そうではないのかというところをしっかりと検討していきたいと思っております。

それから、田辺委員からございました気候変動が激甚化し、農業において天候不順による不作や水災害のリスクが高まっているが、融資先農家に対してどのような気候

リスクヘッジ策を提供しているかという御質問です。

この点も協力準備調査において、まず、事業対象地における気候リスクとか、不作や水災害のリスクというものがどのくらいあるかということをしっかり把握して、データを集めて、その上で、どういうリスクヘッジ策が提供できるかというのを検討できればと思いますし、まずはデータを対象の農家に共有する点も大事なのかなと考えております。

それから、道傳委員からの1つ目の質問のところで、ツーステップローンについては借り手の農家にとって返済が不可とならないことを考慮し、どのような融資条件が設けられているのか。あと、フランス開発庁の事業の教訓ということです。

実施機関が現在提供している条件よりも金利担保の面でも優遇条件を設定したいとは考えております。実施機関が提供している金融商品の現行金利は9%ですので、それよりも低い金利を設定できればとは考えておりますが、ここも調査を踏まえて検討します。

それから、フランス開発庁のところについては、まだ始まっていないため、今後情報収集しながら進めていきたいと思っております。

- 説明者 道傳委員から2つ目の質問として、タンザニアは中国との関係が深いけれども、日本にとってのタンザニアの位置付けであるとか、どのようなパートナーシップとして位置づけているかという御質問をいただきました。

タンザニアにつきましては、歴史的な経緯で独立時に中国から独立の際の支援を受けたということがありますので、歴史的に中国との関係は深いということがあります。それに加えて、タンザニアは憲法で自らを社会主義国家と位置づけていることもありまして、同じく社会主義を掲げる中国の発展モデルに関心を持っていると理解しています。

一方で、80年代後半以降、経済の自由化に国内の経済政策の舵を切って民主化への取組を進めていますし、外交面でも、近隣諸国あるいはアフリカ大陸外の国との良好な関係を築いていますので、現在は極端に中国に傾倒しているわけではないと認識しています。

日本にとってのタンザニアの戦略的な位置付けですけれども、タンザニアはアフリカ諸国の中で安定した内政、民主主義をもっていますので、そういったことを背景にして近隣諸国、東部アフリカ地域の平和と安定に貢献しているということがあり、政治的に極めて重要な国だと考えています。

また、インド洋に開かれている国で、インドとの関係も深いということもあり、日本が今提唱しています自由で開かれたインド太平洋の関係でも重要な国だと考えています。また、同国は金をはじめとする鉱物資源が豊富な国ですので、経済面でのパートナーシップについてもポテンシャルがあると考えています。

タンザニアにとっての日本ということですが、独立以来、深い関係を持っていて、特にインフラ分野であるとか農業分野では日本がリーディング・ドナーの一つになっています。最近では、スタートアップや個人事業を含めて約50社の日本企業が進出し、アフリカの中で日本企業進出数で5番目、ないし6番目の国ということになりますので、そういった観点からも重要な国だと考えております。

- 説明者 引き続きまして、西田委員の1つ目の質問については、先ほど宮本委員の2つ目の質問のところで回答させていただいております。

2つ目の質問で、2012年のタンザニア農業開発銀行設立から10年となりますが、この間の評価をお知らせくださいというところなのですが、タンザニア農業開発銀行が実施した第1次中期戦略、これは2016年から2021年までの実施なのですが、この評価を現在、第三者機関のコンサルタント会社が実施しているところでして、この最終調査結果を今年中に取りまとめるということで、こちらを確認したいと思っておりますが、中間報告ではガバナンス面の一定の評価ということで、経営戦略の実行というところが各部署で責任権限を明確にしつつ進められてきたということと、ただ一方で、リスクマネジメント及び資金調達については改善が必要ということで、報告がなされているところです。

それから、松本委員からいただきました1つ目の質問で、農業従事者1人当たりの付加価値が低い理由の一つに農薬・化学肥料の使用が少ないなどの要因はないのかと、問題ばかり捉えず、タンザニアの農業の在り方として積極的に捉える側面もあるのではないかとということです。

農薬・化学肥料を使用せずに食料自給率を達成しているのはもちろんプラスに捉えることができると思っております。一方で、タンザニア政府は、農業生産性向上や農業セクターの商業化・工業化を目指す観点から、肥料の使用量の低さ及び自給的な農業形態からの脱却を課題として捉えているところです。加えて、タンザニアの国家開発計画においては、農業セクターは経済発展及び貧困削減を達成する上で重要な役割を担っているので、政府の重点的介入においては優先作物の生産性向上及び競争力のある作物のバリューチェーン強化及び商業化が掲げられております。

タンザニア政府は農業生産性及び農家の収入の向上のための農家向け融資を促進するためにタンザニア農業開発銀行を設置したということで、本事業はタンザニア政府の政策をして支援するものです。一方で、JICAの協力におきましては、米振興案件などは適正な農薬の利用を意識した指導を行っておりますので、この点は大切なポイントとして理解しております。

2つ目のツーステップローンの場合というところで、仲介金融機関の実施能力を審査することが重要だと認識しているというところですが、この時点で実施機関や本計画に参画する金融機関の審査を適切に行われるのか。この点について現地で

確認していることということです。

実施機関には現在 J I C A の専門家として農業開発銀行能力強化アドバイザーがおりまして、実施機関の審査能力及び銀行運営の指導を先に入っているところですので。

金融機関の審査方法については、先ほど申し上げたウズベキスタンの類似案件で行われた方法を参考にしたいと考えております。ウズベキスタンの案件においては、融資において当初よりも大幅に短い期間で予定貸付金額のディスバースが終了しているということで、こちらが参考にできるかなと思っております。

それから、農業以外を目的とする融資に円借款資金が流用されないかという問題に関しては、特に農作物の生産量及び所得等のデータを継続的に調査して、融資が効果的に使用されているかということを確認するシステムが参加金融機関にきちんと存在しているかというのを調査のほうでも確認したいと考えております。

最後に、3点目にいただきました類似案件の教訓についてリボルビングファンドの意向が書かれているが、本計画でも検討しているのか御教示いただきたいということで、こちらは検討していきたいと考えております。先に入っているフランス開発庁の支援においても導入する予定という情報を得ておりますので、そちらの状況も把握しながら、本事業で運用できるかどうかというのを検討させていただきたいと考えております。

回答については以上でございます。

○ 弓削座長 どうもありがとうございます。

説明者からの説明について追加の御意見・御質問があれば発言をお願いいたします。

田辺委員、お願いします。

○ 田辺委員 気候変動の災害リスクについては、協力準備調査でリスクを把握していきたいということでした。もちろん個別のそれぞれの地域におけるリスクというのは調査によって調べていくことも重要だと思うのですが、この件は、開発資金の分野ではあらかじめ災害リスクについては、ちゃんとインテグレートしていこうという動きが国際的にはあるので、ある程度、こういう農業ローンをする上でパッケージ化していく必要があるかなと思っております。もちろん個々の地域でのリスクを把握されることは重要なのですが、農業ローンをするのと気候リスクをそこにインテグレートすることはセットで考えていく潮流なのかなと思いますので、ぜひお願いします。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

それでは、竹原委員、お願いします。

○ 竹原委員 御説明ありがとうございました。

計画概要のところ、事前に質問させていただいているのですが、期待される開発効果のところ、これは御説明いただいて、そういうことかと分かったのですが、ただ、これだけ読むと事実との間に、有り体に言うと誤解を与えてしまわないかと、非常に心配です。ですので、計画概要のところ*で「協力準備調査の結果、変更されることがあります」と書いてあるので、そういうことかなという気もする一方で、特に数字が出てくると、どうしてもそっちのほうに引っ張られてというのがあると思いますので、そこは気になるところであります。

もう一つ、案件概要書の2ポツの計画の背景と必要性というところにT I C A D 8のチュニス宣言が書いてあって、そこにこういった項目があって、本件がそれと関連しているということが書いてあるのです。タンザニア政府との間で、そういった意識合わせといいたいでしょうか、T I C A D 8に基づいて、あるいは踏まえて係る案件をやっていくのだということは議論がなされているのか、そこについて教えてください。

○ 弓削座長 それでは、宮本委員、よろしく申し上げます。

○ 宮本委員 御説明ありがとうございました。

小規模農家への金融のアクセスを改善する本件は、非常にいい案件だと理解しております。

一方で、小規模農家の方々ということになると、これまでこういったコンシューマーファイナンスというか、金融に触れたことのない方々も対象となると理解していませんので、借り手の農家の方々にとって返済が本当に過剰にならないような仕組みをぜひ協力準備調査の中で詰めていただきたいと思います。

具体的には、既に私の質問の中での融資の方針、与信基準、想定貸倒率、債権回収の具体的手法、こういったものを詰めるのと同時に、農家の方々にクレジットを供与する前に丁寧な商品説明というか、そういうプロセスが不可欠なのではないか。融資期間中は借りている方々をしっかりサポートして、債権回収の確度を高めていくという手法も必要になってくると思っています。

それから、国際的な金融機関のルールに基づいてという御説明はあったのですが、タンザニアで仕事をやる以上は、タンザニアのコンシューマーファイナンスの法整備の状況も含めて、しっかり平仄を取って、ぜひサステナブルな制度設計をやっていただきたいと思います。

あと一つ疑問に思ったのですが、小規模農家の方々が農業機械を購入するわけですが、小規模農家さんということは、恐らく所有している耕地・農地が狭いのではないかという点です。トラクターを1台買っても1～2時間で作業が終わって、アイドリングの状態が非常に高いことにならないのか、心配になった次第です。この辺も融資

の与信基準とともに、調査項目の一つとしてクラリファイしていただければいいのではないかと思った次第です。

以上です。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

それでは、説明者から御回答をお願いいたします。

○ 説明者 ありがとうございます。

まず、田辺委員からいただいたポイントなのですけれども、個々の地域による災害リスクマネジメント、必ずリスクへの対処も踏まえた上で、全体で設計していくべきではないかという点で、こちらについては検討させていただきたいと思います。

それから、竹原委員からいただきました御質問については、開発効果ところの1900万人というところについては、実際に調査をして確認したいところではありますけれども、この案件概要書の中で、それが誤解を招いてしまうということであれば、そこは検討する必要があるのかなと理解いたしました。1900万人の説明は先ほどのとおりですけれども、改めてどういうことが出せるのかというところは、調査前ではありますけれども、検討できればと思っております。

竹原委員からもう一つ、チュニス宣言のところについては、まさにタンザニアについては1960年から農業の協力を行っておりまして、今、灌漑とか米振興、それから、政策の部分でも多岐にわたるアプローチをさせていただいている国だと私たちは理解しておりまして、その点で、タンザニア政府側も日本政府の方針は理解をして、まさにTICADは1つのケースになるということで理解をしておるところですので、我々はこの協力が一つのTICAD9につながるよう進めていきたいと思っておりますが、タンザニアとしても、これをうまくアピールしてくれるように、そこはよくお話を進めていければと思っております。

それから、宮本委員からいただきました最初のほうの対象のところについては、私たちは小規模農家というときに、どのぐらいの規模の農家かというところは、よく協力準備調査でも確認をして、まさに返せるかどうかとか、そういうところは確認をしていきたいと思っております。

一つポイントになってくるのは、所有している農地の大きさというところにもありますけれども、個々人に融資をするという観点から、組合ではないですけれども、集団に対してアプローチすることで、集団で農業組合みたいのところを通してトラクターを1個買うとか、そういうことができるかどうかということで、必ずしも個々の方だけではなくて、集団で借りることによってトラクターとかコンバインを活用していくみたいな形も含めて、そこはやり方を考えていきたいと思っております。

以上です。御助言ありがとうございます。

- 弓削座長 ありがとうございます。

ほかに御質問・コメントはありますか。

いろいろと御説明いただき、どうもありがとうございました。この案件についての理解が深まりました。

幾つもの点があるのですが、優先作物の農業振興が期待されている地域を含めて、対象作物と対象地域、そして、気候リスク、資金需要などに関する調査を行って融資の対象を絞り込んで、実施機関とともに計画を進めることが重要だという点がありました。

また、小規模農家の返済が過剰な負担にならないように、そしてサステナブルな形で続けていけることも大事な点だという御指摘もありました。

また、実施機関及び参加金融機関の活動成果を評価するためのモニタリング評価システムも重要なので、モニタリングの方法や支援内容についての議論を実施機関と進めて、効果的なモニタリングが行われるようお願いいたします。

これらの点を含めて協力準備調査を行っていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。それでは、そのようによろしくお願いいたします。

それでは、この案件についての議論は、これで終了いたします。

2 その他

JICA が管理する無償資金協力支払前資金にかかる対応

- 弓削座長 次は2021年12月の第60回会議、昨年6月の第63回会議に続き、JICAが管理する無償資金協力の支払前資金を扱います。

事務局から委員の皆様へ連絡がありましたとおり、本日議題として扱います。

まずは外務省から説明をお願いいたします。

- 山崎課長 外務省の開発協力総括課長の山崎です。

JICAが管理する無償資金協力の支払前資金の現状について御説明いたします。令和4年度末の時点で支払前資金の額は2181億円になります。これは前年度末から398億円の増ですけれども、このうち531億円は3月28日に閣議決定されたウクライナへの支援の案件の資金で、これは予備費で手当されたものですが、その資金が5月上旬にJICAから支払われていきました。なので、この予備費の分の531億円を除いた年度末の残高は1650億円になりまして、前年度の残高から実質的には133億円の減額となっております。

その他、補足説明でございます。令和3年の11月に改善策を発表させていただい

て、これに基づいて実施中の無償資金協力の全案件を網羅的に点検いたしました。令和4年度については、治安等の影響で進捗の見通しが立たない事業の中止を新たに3件決定いたしました。この進捗が遅れている案件につきましては、先方政府に働きかけ、また、事業者と連携して対応して進捗を促しました。その結果、令和4年度にJICAから支出された資金の総額は、JICAが無償資金協力の実施を担うようになりました2008年以降、最大の1086億円の支出となりました。

他方で、円安とか資材高騰の影響を受けた入札不調などがありましたので、その事業の遅延が多く発生した年でもありました。事業の実施が一時的に中断している案件は、JICAのホームページに実施中とか終了の記載に加えて、一時中断中という表示も行う等、透明性を高めるための取組を継続いたしました。

以上でございます。

- 弓削座長 どうもありがとうございました。
説明者からの説明について御意見・御質問があれば、発言をお願いいたします。
松本委員、お願いします。
- 松本委員 ありがとうございます。継続的に報告いただくので状況が理解できます。
一つ気になったのが、一時中断中の表示ですが、めくると中止した案件のことも書いてあるのですけれども、一時中断した後、中止になると、一覧表の表示はなくなってしまうということでしょうか。
- 原部長 一時中断をした後、中止を決定したものは、表示上は中止になるかということでしょうか。
- 松本委員 中止という表示はあるのですか。
- 原部長 中止という表示はなくなります。
- 松本委員 つまりリストから消えるのですか。
- 原部長 はい。
- 松本委員 これは実は私も関心があって、これまで調べたことがあるのですが、かつてはJICAの評価委員会で、OECDのDACの基準に従ってやっている際に、中止した案件も議論の俎上になったのですが、中止されてしまうと、DACの基準で照らし合わせてもあまり意味がないということで、評価の中から取り除かれたと私は理

解をしまして、それ以降、中止されたものをどういう理由で中止したかということが、記録上で追うのがすごく難しくなっているのです。中断していたものが中止になった、もちろん中断しなくても中止になる場合はありますが、中止というのは記録上、どこにも残らなくなるということですか。

- 山崎課長 対外的にどこに掲載されるかは確認します。時間の関係で説明を端折ってしまったのですが、中止した案件にどういうものが例えばあるかは、この場で御説明することも可能でございます。一応申し上げますと、治安が悪化した後、再開の見通しが立たないような案件、モザンビークの案件とかがございます。あとは先方政府の事情で政権交代とかによって要請の内容が変わったもので中止を協議し、先方政府と合意した上で中止というのは、ボリビアとかがございます。事後的に、さらに加えてどこで記録として残っているかは確認をさせていただきたいと思います。少なくとも議事録で今説明したものは外に出したいと思いますけれども、確認します。
- 松本委員 分かりました。できればODAの見える化サイトの中に一時中断中もあれば、計画をしたものの中止したということは、結局支払前資金としては動かなくなってしまうから、中止というののもあっていいのではないかなというのは、意見として述べさせていただきたいと思います。
- 弓削座長 ありがとうございます。
それでは、宮本委員、お願いいたします。
- 宮本委員 御説明ありがとうございます。
事業を中止した案件の中で、ボリビアの政権交代というのが入っていますが、政権交代で中止を協議して、果たして我々が受けていいものかどうかというのが、よく分からないので質問させていただいている次第です。
というのは、案件を進めるに際しては相手国のニーズをベースに、コンサルの方、コントラクターの方、いろいろな人が集まって、この国でこういう開発協力をやっていきますということで合意しているにもかかわらず、政権交代を理由に内容に変更があったということですが、政権交代というのは今後いろいろな国でいろいろと出てくる可能性がありますので、政権交代を理由に中止していいものかどうかというのが私の疑問点です。
- 弓削座長 ありがとうございます。
それでは、どうぞ。

- 山崎課長 ありがとうございます。

このボリビアの案件も含めて政権交代によって事業内容の変更を受けていいものかどうかという御質問ですが、これは先生も御案内のように政治リスクに伴うものでございます。国際約束に基づいてこの案件は実施していきますけれども、先方の政権交代によって求めているものが変わる場合も多々ございます。何を受け入れて何を受け入れないかは、リスクの大きさと、それをマネージできるかどうかの個々の判断だと思っています。

ボリビアの場合は、本当に先方が求めている内容自体が変わってしまったので、これを追求していくことに実質的な意味が乏しいだろうと判断をいたしまして、さらに先方のほうも変えたいという意思が非常に強かったので、中止したという経緯でございます。

機械的に全てノーとか、機械的に全てイエスというものではなく、個別に考えたいと思っています。

- 宮本委員 押し戻すものは、しっかり押し戻すということでやられていると了解しました。

- 弓削座長 どうもありがとうございます。

ほかに御質問・御発言はよろしいでしょうか。

支払前資金の現状についての御報告をいただき、どうもありがとうございました。JICAと外務省の皆様の大変な御努力のおかげで前年度の残額から、さらに減額となったことが分かりました。引き続き今後も改善策を実施していただき、支払前資金がさらに減ることを期待いたします。

それでは、この議題についてはこれで終了いたします。どうもありがとうございました。

3 事務局からの連絡

- 弓削座長 次は、事務局から連絡事項につき、発言をお願いいたします。

- 山崎課長 次回の会議は、申し合わせどおり、8月29日火曜日に開催予定です。どうぞよろしくお願いいたします。

- 弓削座長 ありがとうございます。

以上をもって、第69回「開発協力適正会議」を終了します。皆様、どうもありが

とうございました。

別添 委員コメント一覧

1 ベトナム「経済社会開発計画」(不発弾除去関連機材)(無償資金協力)

<西田委員>

(1) 本案件の開発意義を認めるものの、本来であれば、これら戦時に投下された爆弾等の処理はアメリカを始めとしたベトナム戦争に直接介入した各国政府が責任を負うものではないかとも思います。この点に関し、ベトナムはアメリカに対しどのように接しているのか、また、アメリカはどのように対応してきているのか(してこなかったのか)、現状をお知らせください。アフガニスタンやイラクでもそうでしたが、日本はアメリカによる戦争の後始末をさせられていると認識される恐れもあります。日本が行う意義を明確にする必要があると思います。

(2) 供与予定の日本製「不発弾除去関連機材(灌木伐採機、対人地雷除去機等)」について、傾斜 35 度の斜面でも機材による除去作業が可能との優位性が示されていますが、日本以外の国ではこのような機材は開発していない、ということでしょうか。また、自衛隊の仕様する防衛装備品なのでしょうか。

(3) ソフトコンポーネントについての説明がありませんので、説明をお願いします。

(4) 本案件を通じて地雷除去が行われる予定の地域には、どのような開発プランが計画されているのでしょうか。土地の安全が確保された後の旧・現住民・政府による土地所有権(使用権)の在り方など含め、お知らせいただけますか。

(5) 50 年近く前の戦争の遺物処理を「緊急性・迅速性」で説明することはできないと思います。特に、本案件による機材供与による裨益効果(いつまでに、どれくらいの土地の地雷処理が行われる見込みなのか、それによりそれらの土地はどのように使われることになるのか)、また、なぜそれを急がなければならないのかといった開発側面からの必然性について説明がされないままでは、「緊急性・迅速性」の意味はありません。有償資金協力で実施すべき案件と考えます。

<松本委員>

(1) ベトナム戦争から半世紀近くが過ぎているにもかかわらず、地雷で汚染された地域のわずか 8.2%しか除去されていないことに驚いた。今後何年かけて完全に除去する計画なのか。そのうち、本計画で供与する機材がどの程度の量的な貢献をできるのか、ご教示頂きたい。

(2) クアンナム省の傾斜地には先住民が居住している地域も少なくない。地雷除去の対象となっている地域の現在及び地雷除去後の土地利用についてご教示頂きたい。

(3) 前項と関係するが、環境社会配慮のカテゴリが記載されておらず、先住民など現地の人たちへの影響についてはどのように考えているのか。特に非木材林産物などの採取を生業にしている可能性やそれへの影響が気になる。

<宮本委員>

(1) ベトナム戦争終結から約40年経つも、依然として汚染地域の約92%にあたる560万haで不発弾や地雷等が残存しているとみられているとのことだが、現在はVNMACが実施しているのか。本計画では日本が機材を供与し、引き続きベトナム地雷アクションセンター(VNMAC)が実施するのか。これまでどのように進められてきたのか、また今後、どのようなスケジュールで進められていくのか、他国・国際機関との連携は検討されているのか、ご説明いただきたい。

(2) 近年の不発弾による被害者は、毎年、どのくらいか、ご説明いただきたい。

(3) 今回供与予定の不発弾除去関連機材は、具体的にはどのような軍事的使用につながると懸念されるのか、ご説明いただきたい。

<弓削座長>

(1) 不発弾除去関連機材として灌木伐採機、対人地雷除去機等を供与するとのことですが、どの機材を、それぞれ何台供与することが予定されているのかを教えてください。

(2) 「不発弾や地雷で汚染された610万ヘクタールのうち2018年までに除去されたのは50万ヘクタール」とのことですが：

ア クアンナム省のプロジェクトサイトは、汚染された地域内の何ヘクタールを占めていますか。対象となる人口についても教えてください。

イ (上の質問と関連しますが) ベトナムの不発弾・地雷除去計画の中での、本案件の位置づけについても教えてください。

エ 除去が必要な残りの部分についての、今後の不発弾処理計画について教えてください。

<竹原委員>

(1) 不発弾除去関連機材の供与とありますが、ダイオキシン除去は本プロジェクトの対象外でしょうか。

(2) 未だベトナム戦争等の影響に苦しむベトナムにおいて、社会経済開発の制約を取り除く本プロジェクトは意義深いと思います。適切な処理を実施した汚染地域の面積は、全土の10%未満に止まっているとのことであり、息の長い取り組みが必要とされるものがあります。クアンナム省の状況について、汚染地域の面積はどの程度で、目的を達成するために、どれくらいの長さのタイムスパンを想定されているのでしょうか。

(3) わが国は、ベトナムの周辺国等で地雷除去に取り組み、成果を挙げていると思います。そうした知見や経験を共有し、本プロジェクトに活かしていくことについて、日本製の機器や資材の活用を含め、具体的なお考えや計画などがあれば、お教えください。

(4) 有償資金協力について、財政の健全性を確保する観点から、借りに慎重な姿勢を示す国もあるようです。さりながら、わが国の財政状況厳しい折から、所得水準が相対的に高い国に対する無償資金協力について、どのような方針で臨まれるのか、お考えをお聞かせください。

<田辺委員>

(1) 同国の不発弾除去に対する他ドナー（特に米国）の支援状況を教えてください。

(2) 「期待される開発効果」に定量的な指標が含まれていない。想定される処理数の変化を教えてください。

<道傳委員>

(1) ベトナムでは、戦後も長く地雷や不発弾が生活の発展を阻害している。国連や KOIKA、USAID など支援しており、ベトナム政府も国際的な取り組みに積極的に参加し各国との連携も強化することを目指しているとしている。日本による支援もその一環か。

(2) カンボジアなどでの地雷除去活動にも日本の技術が貢献してきた。本案件で活用されている日本の技術には他国と比べどのような優位性があるのか。

2 モンゴル「人材育成奨学計画」(JDS)(無償資金協力)

<松本委員>

(1) 本年 5 月 1 日の外務省の報道発表によれば、2 億 6600 万円を上限とする本計画の交換公文が結ばれている (https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press1_001462.html)。交換公文が結ばれている場合、事後的に開発協力適正会議でかりに問題が取り上げられても、中止や大幅な見直しは難しい。もちろん、適正会議では「原則として、国際協力機構（以下 JICA）による協力準備調査が行われるプロジェクト型の無償資金協力及び円借款の個別案件について、協力準備調査開始前のものを対象とする」と定めており、それには則っていると考えられる。反面、適正会議の意義を考えれば、開発協力適正会議→交換公文→協力準備調査となるのが望ましいと考える。この点について、外務省の見解を伺いたい。

(2) 前項の報道発表で書かれた金額を単純に 16 人で割ると、1 人当たり 1600 万円余りである。これには間接経費やコーディネーター料なども含まれていると思うが、実際に 1 人の留学生に直接供与されるのは年間いくらくらいなのか。その妥当性をご説明頂きたい。

(3) モンゴルの公務員等の汚職問題に対して、日本に生活して倫理観を学ぶという期待

はいささか日本を過大評価しているのではないか。他国からの政府留学生を含めて過去にそのような成果があったのかご教示頂きたい。

(4) 人材育成奨学計画が、技術協力ではなく無償資金協力を分類されるのはなぜか。所得水準が相対的に高い国に無償資金を供与する場合の説明にやや無理があり、技術協力を位置づけることはできないのか伺いたい。

(5) 一連の人材育成奨学計画で受け入れる留学生の数は合計ではかなりの数になる。外務省の評価範囲外だとは理解するが、例えば一部の研究科や専攻が、こうした留学生によって維持されているなど、受け入れる日本の大学に与えている影響について何か把握しているようであればご教示頂きたい。

<宮本委員>

(1) 人材育成奨学計画は(要請のあった国・地域のうち)どのような観点から、計画が作成されるのか、国、分野について、最近の傾向があればご説明いただきたい。地政学的重要性など戦略的な観点は考慮されているのか。人材育成奨学計画の選考において所得水準(の高さ)はどのように考慮されているのか、ご説明いただきたい。

(2) 留学生最終候補の決定には、実際に受入れる大学は参加しないのか。運営委員会の構成メンバーに大学は入っていない理由も含めてご説明いただきたい。

(3) 本計画における女性行政官の育成ニーズ、公務員を含めた汚職問題の解決について、「新再生政策」の柱のひとつである「政府の生産性の再生」の中で、どのような形で整理されているのかご説明いただきたい。例えば、今後10年間のロードマップのようなものはあるのか。

<弓削座長>

(1) 「特にガバナンス強化が優先課題」とのことですが、ガバナンスの中で本計画が重点的に人材育成を行うことが必要であり、期待されるのは、具体的にどの分野なのかを教えてください。

(2) 類似事業として、オーストラリア、ドイツ、中国、韓国による奨学金事業があることを踏まえ、日本が留学先としての魅力を高め、良い人材を留学生として確保するためには、どのような工夫がされているのか、戦略と具体的な活動、その効果について教えてください。「人材育成奨学計画」全体として、および、モンゴルに関して教えていただければ幸いです。

<竹原委員>

(1) 大学院の修士課程と博士課程で専門教育を実施するにあたり、対象となる専攻分野は行政学が中心となるのでしょうか。

(2) 資料において、選考にあたっての課題が指摘されており、解決策として、先方政府

と十分な検討を行うとあります。具体的にどのような方途が取られるのか、具体的にお教えください。

(3) わが国の財政状況厳しい折から、所得水準が相対的に高い国に対する無償資金協力について、どのような方針で臨まれるのか、お考えをお聞かせください。

<田辺委員>

(1) モンゴル同様に 400 名程度の留学生を受け入れたラオス事業では、「帰国留学生が多数要職（各省副大臣、最高裁所長、県知事、各省局長等）に就任」と記載がある一方で、本事業では「帰国留学生が主要な官公庁で局長レベルを輩出する等」と、成果の記載に大きなギャップがあるが、本事業の帰国留学生のポジションの内訳を教えてください。

(2) 過去の留学生の離職率（政府機関・国営企業等に勤務していない人の割合）を教えてください。

<道傳委員>

(1) 課題となっているガバナンス強化のためには、行政改革や法制度整備なども必須と考えます。公務員の能力強化にはどれほどの効果が想定されているのか。日本で生活・学習することによってどのように倫理観などを学ぶことにつながるのか、研修の概要についてもご教示ください。

(2) 「2001 年から留学生の受け入れが開始され、これまでに 400 名を超える実績がある」一方で、「過去の計画では主要政策を担う可能性が高いとは言えない行政官が選考されている例もあった」ことは、先方政府との検討でどのように改善されていくのか。

(3) 日本への留学は、言語が日本語の場合、活用する機会が英語など他の言語に比して限定されることから、逡巡される例がある。それはどう解消されるのか。

<西田委員>

(1) 他国の類似事業と本案件を比較のうえ、特に日本の制度が持つ特徴や優位性についてお知らせください。

(2) 「人材育成奨学計画」については、第 60 回会議の際に包括的な議論の機会をいただきました。ご説明では、予算の都合上、奨学生に対する待遇が一つの課題になっているとのご説明がありました。また、日本なりプログラムの魅力を高める必要性の認識のほか、委員の皆さまよりプログラムの質を向上するための具体的な提案もあったかと思えます。これらを含め、その後、本計画について進展などありましたら、お知らせをいただけますでしょうか。

(3) 国によって、奨学金の対象者数やレベル（修士・博士）など若干異なるようにも見受けられます。可能でしたら、人材育成奨学計画の全体として、これらの受入対象人数やレベルを国ごとにどのように割り当てているのか、考え方についてお知らせをいただけます

すでしょうか。

3 タンザニア「農業・農村開発ツーステップローン計画」(有償資金協力)

<宮本委員>

(1) 小規模農家等エンドユーザー向けの貸付にあたり、与信管理、担保の設定、債権回収はどのように実施しているのか、ご説明いただきたい。また、回収不能となった場合にはどのように対応するのか。バングラデシュ向け中小企業振興金融セクター事業においては、どのように対応したのか、ご説明いただきたい。

(2) 本計画の開発効果が19百万人に裨益されるとあるが、根拠について、ご説明いただきたい。

(3) 直接的に機械、技術を供与する場合とツーステップローン供与とする場合の棲み分けについて、ご説明いただきたい。

<弓削座長>

(1) エンドユーザーに融資をする参加金融機関について：

ア いくつくらいの金融機関の中から選定するのでしょうか。

イ どのような機関が、その中に含まれるのかを教えてください。

ウ 選定基準と選定プロセスについても教えてください。

(2) 期待される開発効果に、農業機械購入とありますが、どのような価格のどのような農業機械が購入されることが期待されているのでしょうか。

(3) フランス開発庁が実施している同様の融資事業における課題、教訓などで、本件に活用できるものを教えてください。

<竹原委員>

(1) タンザニアの基幹産業である農業の生産性向上や農家の所得増大を目的とする本プロジェクトは、食料安全保障の重要性が一層高まっている昨今、重要であると思います。そのうえで、期待される開発効果については、農業機械購入における新規サブローン累計融資件数1700件増、さらに同国の農業従事人口約1900万人に裨益、生産性向上に寄与するとあります。融資件数が1700件増加することで、1900万人もの膨大な農業従事者が裨益するとした根拠をお教えください。

(2) 関連して、過去の類似案件の教訓と本計画への適用において、融資金額上限額を設定してより多くの小規模農家向けに資金が融通されるよう配慮する予定とありますが、その結果として、増加する新規サブローン累計件数は1700件ということでしょうか。

(3) タンザニア全土を対象にするにせよ、農業が盛んな地域に重点的に融資を実施する方が、一層効果を期待されるのではないかと思います。特に農業振興が期待される地域が

あれば、お教えてください。

<田辺委員>

気候変動が激甚化し、農業において天候不順による不作や水災害のリスクが高まっているが、本事業では融資先農家に対してどのような気候リスクヘッジ策を提供しているか。

<道傳委員>

(1) ツーステップローンでは、借り手の農家にとって返済が過剰が負荷とならないことを考慮しどのような融資条件が設けられているのか。フランス開発庁の事業からの教訓があればご教示ください。

(2) 中国は習近平主席が22年11月に訪問し、包括的・戦略的協力パートナーシップ協定が結ばれ、タンザニア政府側も「中国を真の最も重要な友人と見ており、各分野で協力を強化したい」旨、表明し、南部アフリカ各国の政党の若手が学ぶ政治学校も中国共産党の資金援助で完成するなど、中国の成長モデルに関心を寄せていることもうかがわせている。日本にとってのタンザニアの戦略的な位置づけ、タンザニアにとって日本はどのようなパートナーとしての位置づけかご教示ください。

<西田委員>

(1) タンザニア全土において、小規模農家・農家グループ・農業関連企業を対象として、「農業機械購入における新規サブローン累計融資件数の増加(約1,700件の増加)」を見込むとのことですが、このことと「タンザニア農業従事人口約19百万人に裨益、生産性向上に寄与する」ことの繋がりがよくわかりません。具体的に、どの対象に対してどれだけ裨益するのか、それがタンザニアでの農業全体の機械化にどのように寄与するのか、ご説明をいただけますでしょうか。

(2) 2012年のタンザニア農業開発銀行(TADB)設立から昨年で10年となりますが、この間の施策およびそれらの評価について、お知らせください。金利設定のほかに問題はなかったのでしょうか。

<松本委員>

(1) 農業従事者一人当たりの付加価値が低い理由のひとつに、自給的な農業や、農薬・化学肥料の使用が少ないなどの要因はないのか。問題とばかり捉えず、タンザニアの農業のあり方として積極的に捉える側面もあると考えられないのか、ご意見を伺いたい。

(2) ツーステップローンの場合は、仲介金融機関の実施能力を審査することが重要だと認識している。TADBや本計画に参画する金融機関の審査を適切に行えるのか、この点について現時点で確認しているのであればご説明頂きたい。例えば、融資件数の増加を開発効果として挙げているため、余裕のある農家が直接関係しない消費財(バイクなど)を購入する資金として借りるなど、農業以外への融資を適切に管理できるのかといった点が挙

げられる。

(3) 過去の類似案件の教訓として、リボルビングファンドへの移行が書かれているが、本計画でも検討しているのか、ご教示頂きたい。